

★ 広島県地方機関の長に対する事務委任規則等の一部を改正する規則（規則第四十九号）
（森林保全課）

一 改正の要旨

宅地造成及び特定盛土等規制法に基づき、宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域が県全域で指定されたことを踏まえ、広島県土砂の適正処理に関する条例の土砂埋立行為に関する規定が削除されたことに伴い、次の規則について、土砂埋立行為に関する規定を削除するなど、必要な改正を行った。

- 1 広島県地方機関の長に対する事務委任規則
- 2 広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例に基づき市町が処理する事務の範囲を定める規則

- 3 広島県土砂の適正処理に関する条例施行規則

二 施行期日

令和七年七月七日